

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 京都府
農業委員会名： 木津川市

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1342
自給的農家数	554
販売農家数	788
主業農家数	110
準主業農家数	151
副業的農家数	527

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1179
女性	532
40代以下	241

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	28
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	3
農業参入法人	11
集落営農経営	-
特定農業団体	-
集落営農組織	-

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	863	553	-	-	-	1416
経営耕地面積	351	200	190	10	-	551
遊休農地面積	41.7	13.6	-	-	-	55.3
農地台帳面積	1076	734	-	-	-	1810

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 4年 9月 30日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	-	2
認定農業者に準ずる者	-	4
女性	-	1
40代以下	-	2
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	19	18	3

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和4年1月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,420ha	87.5ha	6%
課 題	市内農地が小区画不整形農地が多い為、担い手への集積を進めるにあたり、ほ場整備等により農地の利便性を高めることが課題である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	93ha	(うち新規集積面積	5.5ha)
	目標設定の考え方:木津川市農地利用最適化推進指針			
活動計画	担い手への農地集積が進んでいる地域は、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と再設定を促進する。 中山間等の農地の区画・形質が悪く、担い手が少ない地域では、簡易な基盤整備事業等の活用により既存の担い手への集積を促す。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	2	0 経営体	3 経営体
	平成30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.9ha	ha	0.6ha
課 題	就農地集落内での既存農家との繋がりがなければ優良農地の話が回ってこず、借入するには、新規就農者にはハードルの高い放棄地ばかりであるため、担い手の参入しやすい農地の情報提供が課題である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	1経営体	参入目標面積	0.6ha
活動計画	農政課等関係部署と連携し、農業支援の周知や農地の紹介により、担い手の育成を図る。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1420ha	55.3ha	3.89%
課 題	利用状況調査の制度向上と、規定に沿った指導の徹底		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2.0ha			
	目標設定の考え方:木津川市農地利用最適化推進指針			
活 動 計 画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		18人	8月～9月	9月～10月
	調査方法	地区担当の農地利用最適化推進委員による現場確認。 特に遊休農地となっていることにより、周囲への影響が大きい地域を重点的に目視確認する。		
	農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		11月～12月	12月～1月	
	その他			

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,420ha	調査中
課 題	違反転用の早期発見及び早期是正	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	運営委員会等で是正方針について協議した上で、京都府及び京都府農業会議と連携し、現地調査や違反関係への事情聴取を踏まえて段階的な是正を図る。
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入